

事 務 連 絡

令和 8 年 7 月 31 日

社会保険診療報酬支払基金財政調整事業部 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
厚生労働省老健局介護保険計画課
こども家庭庁成育局支援金制度等担当室

令和 8 年熊本地震に伴う災害による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、介護給付費・地域支援事業支援納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付猶予に係る取扱いについて

平素より医療保険制度、介護保険制度等の円滑な実施につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年熊本地震に伴う災害の影響に鑑み、保険者に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、介護給付費・地域支援事業支援納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付猶予に係る取扱いについては、保険者の実情に応じた適切かつ迅速な対応を図ることとし、具体的な事務の取扱いについては別紙のとおり取り扱われますようお願いいたします。

(別紙)

令和8年熊本地震に伴う災害による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、介護給付費・地域支援事業支援納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付猶予に係る取扱いについて

令和8年熊本地震に伴う災害の影響に鑑み、保険者に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、介護給付費・地域支援事業支援納付金及び子ども・子育て支援納付金（以下「拠出金等」という。）の納付猶予に係る取扱いについては、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）においても保険者の実情に応じた適切かつ迅速な対応を図ることとし、具体的な事務の取扱いについては次のとおり行うこととする。

1. 保険者に対する制度の周知及び対象保険者の把握

納付猶予に関する制度の周知を図り、納付猶予を必要とする保険者を把握するとともに、円滑な手続きを図る。

2. 納付猶予の手続き

- (1) 上記1で把握した納付猶予を必要とする保険者に対して、支払基金から納付猶予申請書の用紙を送付し、速やかに申請を行うよう指導する。
- (2) 支払基金は、保険者から提出された申請書及び添付書類の内容審査を行い、厚生労働大臣の承認（子ども・子育て支援納付金にあっては、こども家庭庁長官の決定）を受け、保険者に納付猶予の通知をする。

3. 納付猶予期間

猶予期間は、納期から1年以内の期間に限る。

4. 督促状の扱い

拠出金等を納期までに納付しない保険者に対しては、通常、納期の翌日に督促状を発行するが、被災地域及び当該地域の近隣地域の保険者に対しては、次により取り扱う。

- (1) 確認の結果、納付猶予を必要とする保険者
督促状の発行を保留し、納付猶予の申請を指導する。
- (2) 確認の結果、納付猶予を必要としない保険者
 - ① 督促状の発行を保留し、速やかに（納期後10日以内を目安とした納付予定日を明らかにする）納付する旨、指導、連絡する。
 - ② ①の対応後、納付の予定日を経過しても納付されない場合は、再確認を行い、以下の対応とする。

(注1, 注2)

- ・納付猶予を必要としない保険者に対して督促状を送付

・納付猶予を必要とする保険者に対して納付猶予申請の指導（（１）に同じ）

（注 １） 支払基金が督促状を発行した後に保険者が納付猶予を必要とする状態になる場合も考えられるが、
この場合は、（１）と同じく、保険者は納付猶予申請を行うことができ、また、これを受けて、支払基
金（子ども・子育て支援納付金にあっては、こども家庭庁）は猶予を行い得る。

（注 ２） 督促状には、納付すべき期限（督促状を発する日から起算して１０日以上経過した日）を指定し、
指定した期限までに拠出金等を完納しないときには、延滞金を徴収する。なお、延滞金は、納付期日
の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した金額を徴収する。

（３） 確認が取れない場合

確認が取れるまで、督促状の発行を保留。